

青森市自殺対策行動計画



青森市 保健部 青森市保健所 保健予防課

〒030-0962 青森市佃二丁目19番13号

TEL : 017-765-5285

FAX : 017-765-5202

URL : <http://www.city.aomori.aomori.jp/>

令和元(2019)年12月
青森市

目次

第1章 計画策定の趣旨

1	計画の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	1
4	計画の目標	1
5	自殺対策の考え方	2

第2章 本市における自殺の現状

1	自殺の特徴	3
2	これまでの自殺対策の取組と課題	7

第3章 自殺対策の取組

1	自殺対策の取組の体系図	8
2	基本施策	
	基本施策1 地域におけるネットワークの強化	9
	基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	10
	基本施策3 住民への啓発と周知	11
	基本施策4 生きることの促進要因への支援	12
	基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	14
3	重点施策	
	重点施策1 高齢者に対する取組	16
	重点施策2 働く世代に対する取組	18
	重点施策3 子ども・若者に対する取組	20
	重点施策4 健康問題を抱える人への支援	22
4	自殺対策の取組 イメージ図	24
5	各種相談・各種助成	25

第4章 計画の推進と評価

1	計画の推進	29
2	推進状況の評価	29

資料編

1	自殺対策基本法	31
2	青森市健康福祉審議会条例	38
3	青森市健康福祉審議会規則	41
4	青森市健康福祉審議会地域保健専門分科会委員	44

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の趣旨

青森市の自殺対策計画は、青森市総合計画前期基本計画に掲げる「やさしい街：心身ともに健康で、互いに支え合いながら、安心して生きがいを持って暮らすことができるまちの実現」に向けて、自殺の予防を含めたこころの健康づくりを進めるため、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図り、自殺対策を総合的に推進していく計画として策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、青森市総合計画前期基本計画（2019年2月策定）第4章やさしい街、及び本市健康増進計画（2014年10月策定）に掲げる「こころの健康づくり」における自殺対策の取組を具体化して、総合的に推進していくための事業計画として策定します。

また、本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づく市町村自殺対策計画とします。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和元年度(2019年度)から令和5年度(2023年度)とします。

年度	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	
市	青森市総合計画前期基本計画 2019～2023					青森市総合計画後期基本計画 2024～2028					
	健康増進計画 2014～2020										
	青森市自殺対策行動計画 2019～2023										
国	自殺総合対策大綱（2007年7月閣議決定 2012年、2017年見直し）										
県	いのち支える青森県自殺対策計画 2018～2023										

4 計画の目標

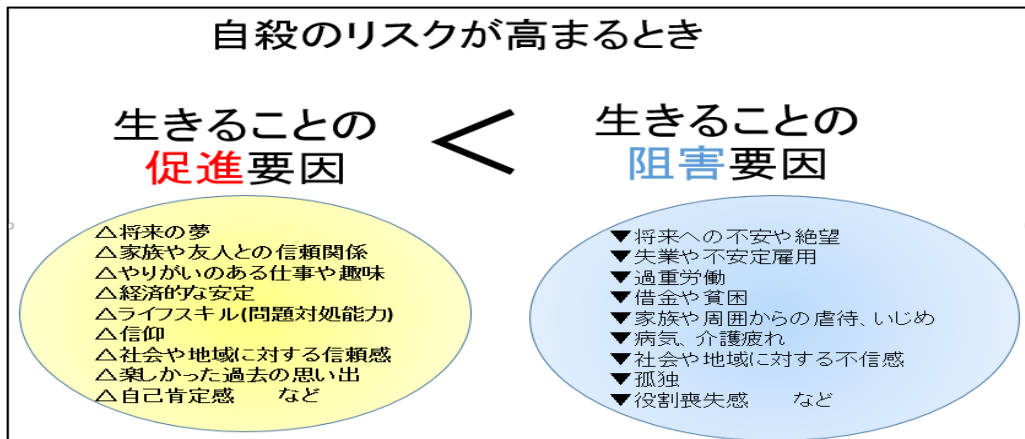
誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、計画の目標を次のように設定します。

国の自殺総合対策大綱を踏まえ、2026年までに自殺死亡率を2015年（20.5）と比べ30%以上減少させ、自殺死亡率を14.3以下とするため、本計画期間中の目標値として、2023年までに自殺死亡率を14.8以下とすることを目指します。

自殺による死亡率 (人口10万人当たりの自殺者数)	16.3 (2017(平成29)年)	目標値	14.8以下 (2023(令和5)年)
------------------------------	-----------------------	-----	------------------------

5 自殺対策の考え方

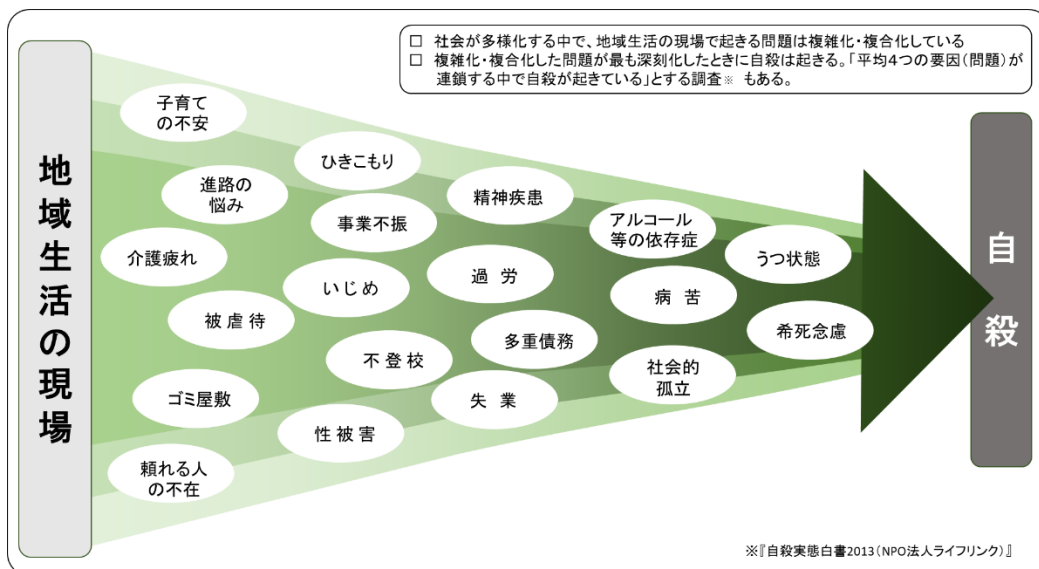
自殺は、その多くが追い込まれた末の死であると言われ、その背景には、精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などのさまざまな社会的要因があることが知られています。このため、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺のリスクを低減させる方向で推進することが必要です。



出典：NPO 法人ライフリンク資料

自殺に至る心理としては、さまざまな悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割の喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。

【自殺の危機要因イメージ図】



出典：厚生労働省資料

地域生活の中では、複雑化、複合化した問題が深刻化することで、自殺に追い込まれるという危機は、誰にでも起こる可能性があります。本市においては、誰も自殺に追い込まれることがなく安心して生活が送れるよう、こころの不安や悩みなどに早期に気づき、つなぎ、見守り、支援する社会の環境づくりを進めながら、保健、医療、福祉、教育、労働などのさまざまな分野の組織や人、施策が密接に連携し、自殺対策に取り組んでいく必要があります。

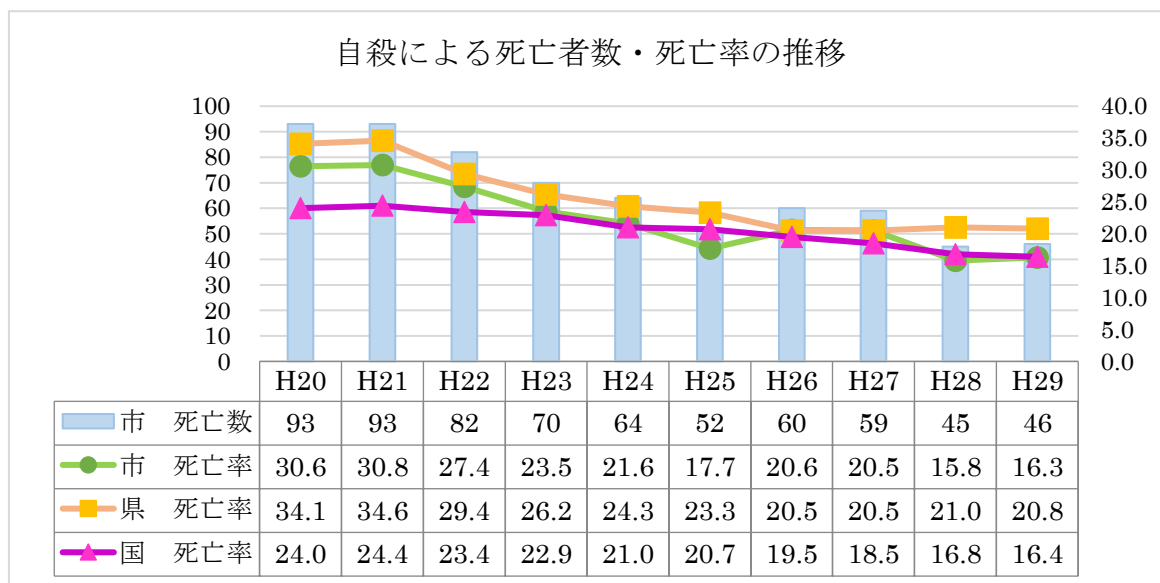
第2章 本市における自殺の現状

1 自殺の特徴

1) 自殺死亡率は減少傾向

H20年：30.6, H25年：17.7, H29年：16.3

青森市における平成20年の死亡者数は93人でしたが、平成29年は46人と減少しています。死亡率についても、国や県と同様、減少傾向にあります。

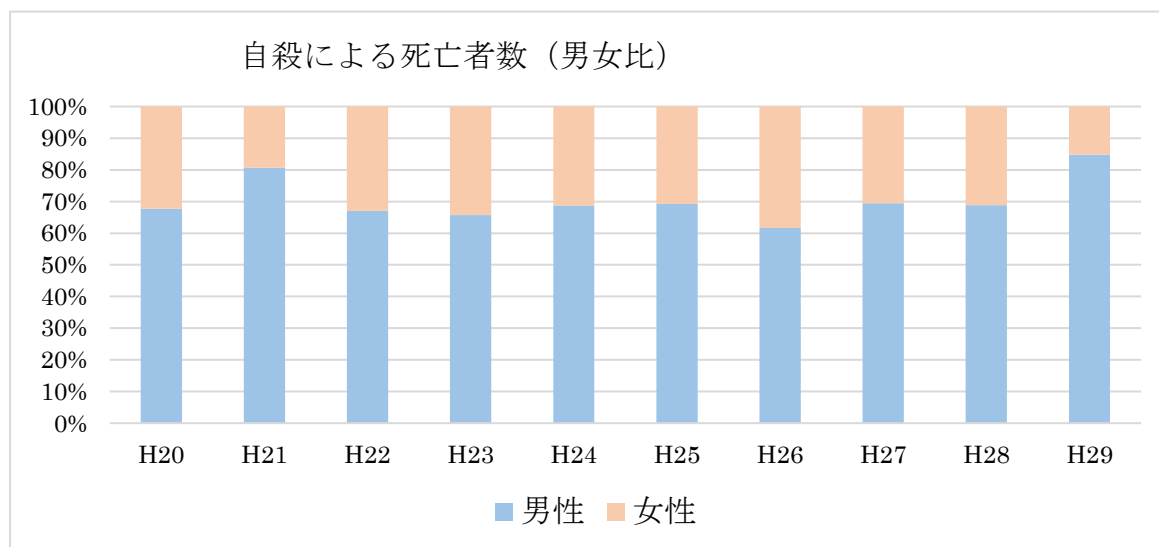


出典：厚生労働省人口動態統計

2) 男性自殺者が多い

H29年男女比 約 8 : 2

平成29年の男女比は、約8:2であり、男性の自殺者が多い状況です。国でも男性の自殺者が多く、平成29年の男女比は、約7:3となっています。

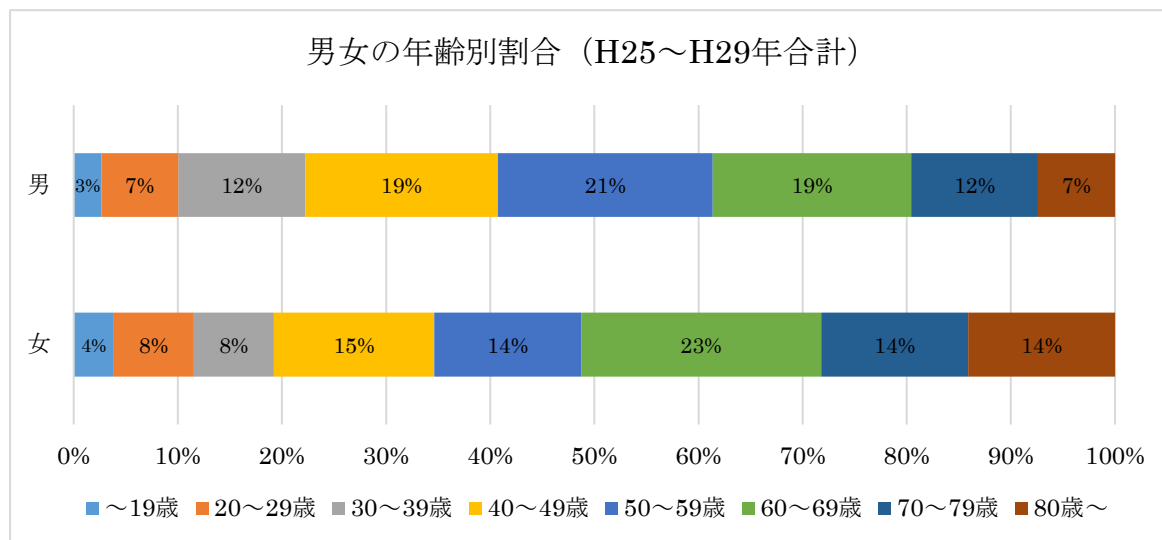


出典：厚生労働省人口動態統計

3) 男性は「働き盛り世代」、女性は「60歳以上」の割合が大きい

男性 30～59歳：52%，女性 60歳以上：51%

年齢別割合を平成25～29年の合計で見ると、男性が「働き盛り世代」、女性は「60歳以上」の割合が多くなっています。国でも同様の傾向です。

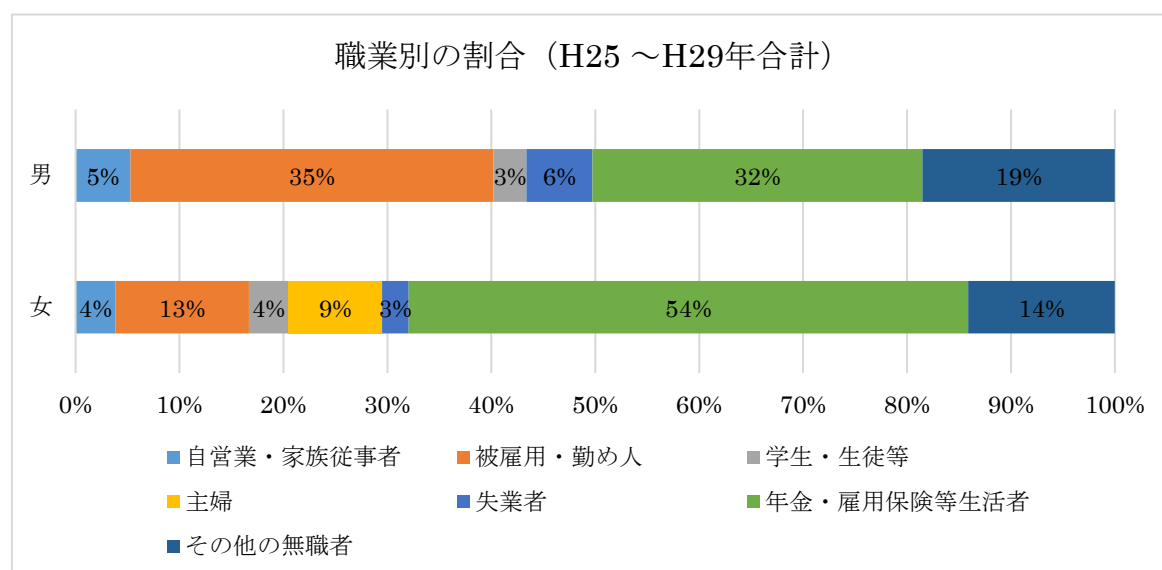


出典：警察庁自殺統計（自殺日、住居地）

4) 男性は被雇用・勤め人、女性は年金・雇用保険等生活者の割合が大きい

男性：被雇用・勤め人 35%，女性：年金雇用保険等生活者 54%

職業別の割合では、男性は「被雇用・勤め人」、女性は「年金・雇用保険等生活者」の割合が大きく、国と同様の傾向となっています。

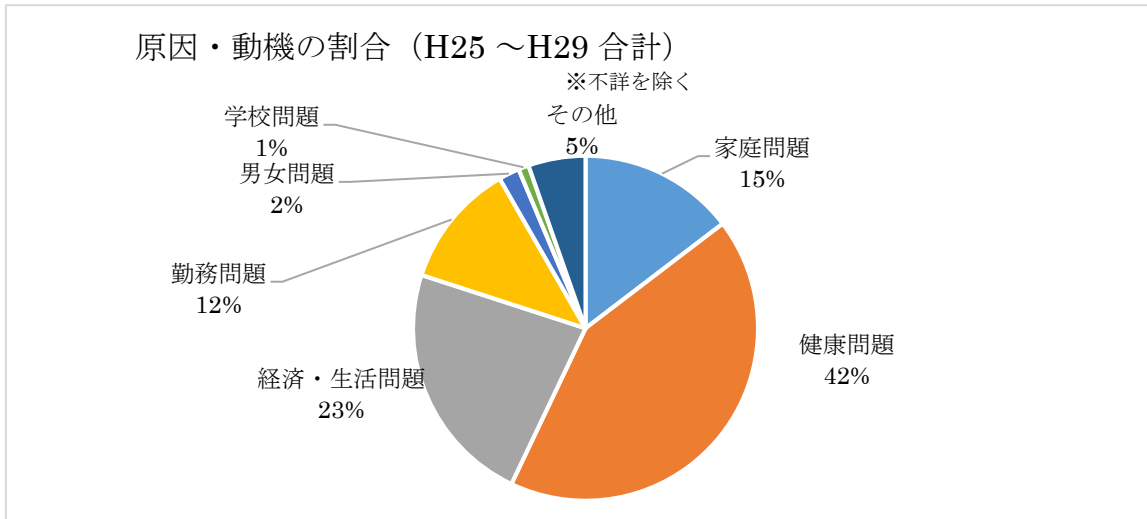


出典：警察庁自殺統計（自殺日、住居地）

5) 「健康問題」と「経済・生活問題」が多い

健康問題：42%， 経済・生活問題：23%

原因・動機別の割合では、青森市も国と同様、「健康問題」が最も多く、次いで「経済・生活問題」となっています。「不詳」を除いた男女の合計の割合で見ると、「健康問題42%、経済・生活問題23%」となっています。

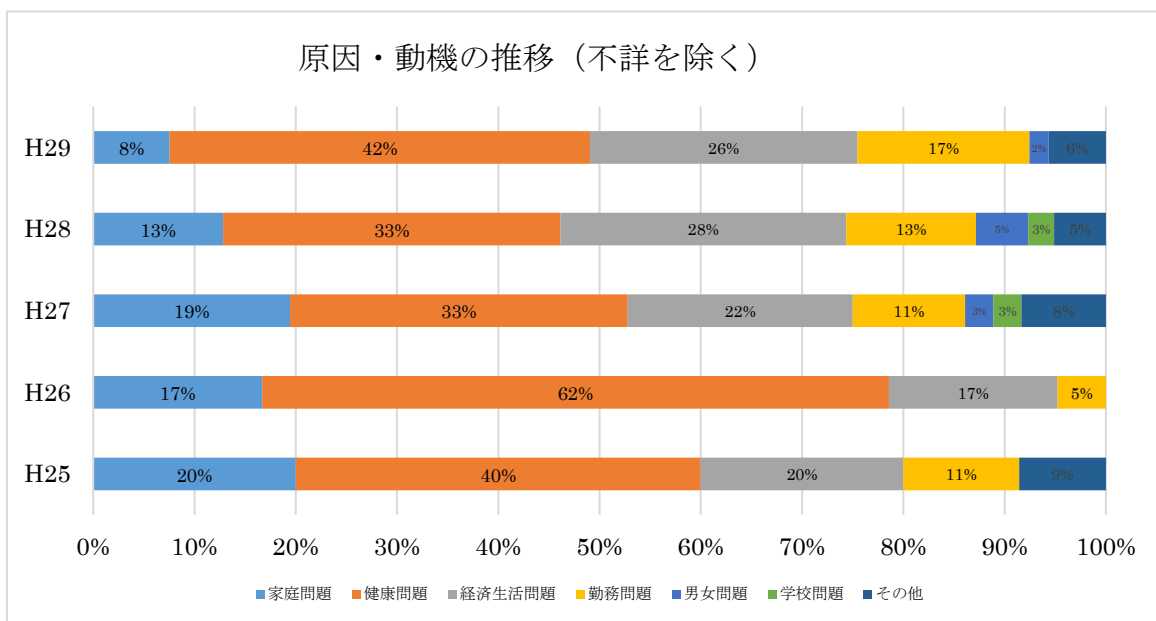


出典：警察庁自殺統計（自殺日、住居地）

6) 「勤務問題」の割合が増加傾向

H25年：11% ⇒ H29年：17%

「不詳」を除くと、「勤務問題」の割合が増加傾向にあり、国と同様の傾向となっています。



出典：警察庁自殺統計（自殺日、住居地）

7) 「地域自殺実態プロファイル」による青森市の特徴

推奨施策：「高齢者」、「生活困窮者」、「無職者・失業者」

出典：地域自殺実態プロファイル【2018 更新版】

～青森市の自殺者で多い区分～

- ・自殺の上位を占めているのは40歳以上の男性で、中でも「60歳以上無職同居者有り」は1位。
- ・「女性60歳以上無職同居者有り」は3位で、男女ともに「60歳以上無職同居者有り」は上位。
- ・男性の40～59歳は、職や同居者の有無を問わず上位。

○青森市の自殺の上位区分

上位5区分	自殺者数5年計	割合
1位： 男性・60歳以上・無職・同居者有り	42	15.7%
2位： 男性・40～59歳・無職・同居者有り	25	9.4%
3位： 女性・60歳以上・無職・同居者有り	25	9.4%
4位： 男性・40～59歳・有職・同居者有り	23	8.6%
5位： 男性・40～59歳・無職・独居	18	6.7%

【参考：自殺実態プロファイルについて】

自殺実態プロファイルは、都道府県及び市町村が、地域の自殺の実態を正しく理解し、計画策定に反映できるように、国の自殺総合対策推進センターにおいて、すべての自治体の自殺実態を共通の手法で分析し、地域において優先的な課題となりうる施策を示している。

なお、2018年提供の青森県及び全国の地域自殺実態プロファイルは、推奨される重点施策として「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営」となっている。

○青森県の自殺上位区分

上位の5区分	自殺者数5年計	割合
1位：男性・60歳以上・無職・同居者有り	257	17.5%
2位：女性・60歳以上・無職・同居者有り	168	11.5%
3位：男性・40～59歳・有職・同居者有り	156	10.6%
4位：男性・60歳以上・有職・同居者有り	118	8.0%
5位：男性・20～39歳・有職・同居者有り	98	6.7%

○全国の自殺上位区分

上位の5区分	自殺者数5年計	割合
1位：男性・60歳以上・無職・同居者有り	15,227	12.8%
2位：男性・40～59歳・有職・同居者有り	12,245	10.3%
3位：女性・60歳以上・無職・同居者有り	11,676	9.8%
4位：男性・60歳以上・無職・独居	8,123	6.8%
5位：男性・20～39歳・有職・同居者有り	7,262	6.1%

2 これまでの自殺対策の取組と課題

自殺予防に向けた取組状況

人材育成

ゲートキーパーの養成（平成 22 年度～）

総養成数：延べ約 2,100 人。
悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなぎ、見守る役割を担う人材を養成しています。

普及啓発

パネルの展示（平成 26 年度～）

自殺予防週間（9 月 10～16 日）や自殺対策強化月間（3 月）に、自殺予防に向けた青森市の取組やこころの相談窓口等の周知をしています。

広報媒体の活用（平成 26 年度～）

広報あおもり、FM青森、青森ケーブルテレビを通して、こころの相談窓口やゲートキーパー養成講座の開催案内をしています。

リーフレットによる啓発（平成 22 年度～）

市内の大学入学式、成人式、市役所窓口、医療・福祉関係事業所等へリーフレットを配布し、若者世代を含めた自殺予防の普及・啓発を行っています。

こころの体温計（平成 24 年 6 月～）

パソコン、スマートフォン等を利用して簡単な質問に答えることで自分のストレス状況や落ち込み度をチェックできる「こころの体温計」を導入し、相談機関一覧を掲示して必要なかたには相談機関につながるよう心の健康への啓発を行っています。

相談支援

こころの相談窓口（平成 22 年 8 月～）

青森市保健所内に相談窓口を設置し、こころの不安や悩みについての相談を精神保健福祉士が対応しています。

自殺未遂者等への訪問

自殺の不安や危険のあるかたについて、医療機関、企業、教育委員会、家族等からの相談に応じ、精神保健福祉士が訪問等による相談支援を行い、見守りをしています。

本市の課題

関係機関との連携強化

高齢者に対する支援

20 歳未満の世代に対する支援

ゲートキーパー養成による人材育成

働き盛り世代に対する支援

健康問題を抱えている人への支援

第3章 自殺対策の取組

1 自殺対策の取組の体系図

本計画の策定趣旨に基づき、基本施策、重点施策を定めるとともに総合的な自殺予防の取組を推進します。

やさしい街

心身ともに健康で、互いに支え合いながら、安心して
生きがいを持って暮らすことができるまちの実現

～ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して ～

基本施策※¹

地域におけるネットワークの強化

保健、医療、福祉、教育、労働などの
さまざまな領域のネットワーク強化

自殺対策を支える人材の育成

ゲートキーパー等の人材育成

住民への啓発と周知

自殺予防に関する普及啓発

生きることの促進要因への支援

居場所や生きがいつくりの機会を増やすこと
自殺未遂者や心配ごとがあるかたへの支援

児童生徒のSOSの出し方に関する教育

学校・教育委員会と連携した取組

重点施策※²

高齢者に対する取組

高齢者支援施策の推進と連動した対策

働く世代に対する取組

企業等と連携したメンタルヘルス対策

子ども・若者に対する取組

子ども・若者世代に合わせた相談支援体制

健康問題を抱える人への支援

関係機関と連携した早期の対応や支援

※1：基本施策は、全国的に実施することが望ましいとされる施策群

※2：重点施策は、青森市の世代の特徴及び状況、背景に応じた施策群

2 基本施策

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

家庭や学校、職場、地域の生活の中で生じるさまざまな問題が深刻化し、追い込まれていくことがないように、保健、医療、福祉、教育、労働などのさまざまな領域のネットワークを強化し、課題解決に向けた支援をします。

① 関係機関・団体との連携

事業・取組	内 容	所管
精神保健福祉士による相談支援	精神保健福祉士がこころの不安や悩みに応じ、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、生活問題や社会問題の解決のための支援を行います。	保健部青森市保健所 保健予防課
保健所と精神科病院のネットワーク強化	保健所と精神科病院の精神保健福祉士等がさまざまな要因によるメンタルヘルス問題に対応できるよう、事例やテーマに応じた関係機関との意見交換等を通じて、ネットワークを広げ、連携を強化して支援を行います。	保健部青森市保健所 保健予防課
地域包括支援センター	地域に住む高齢者のさまざまな相談に総合的に応じる総合相談を通し、必要に応じて保健所など関係機関と連携し、継続的なフォローを行います。	福祉部高齢者支援課
(仮称)青森市母子健康包括支援センター	「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」の相談窓口の一体化及びワンストップ化を行い、助産師、保健師、保育士、臨床心理士等の専門職がチームとなって、包括的、継続的、効率的に、妊娠期から子育て期の支援を推進します。	保健部
子ども・若者支援地域協議会を通じた支援	さまざまな要因から困難を抱えている子ども・若者を支援するため、教育、福祉、保健・医療、雇用などの機関で構成する「子ども・若者支援地域協議会」において、実務者会議による地域のネットワークの強化や、関係機関を招集した合同相談会、研修会等の開催により、若年層のさまざまな不安要因を軽減するための支援をします。	福祉部障がい者支援課
要保護児童対策地域協議会運営事業	庁内及び関係機関でネットワークを構築し、要保護児童等に対する虐待の未然防止及び早期発見・早期対応、適切な支援を行います。	福祉部子育て支援課

<評価指標>

項 目	現 状 値	目 標 値
保健所と精神科病院とのネットワーク強化のための研修会の開催回数	6回/年 (H30年度)	6回/年
地域包括ケアのネットワークに加わった関係者数（地域ケア会議を通じて地域包括ケアのネットワークに関係者の延べ人数）	2,071人 (H29年度)	2,867人

基本施策 2

自殺対策を支える人材の育成

市民の誰もが心の健康に関心を持ち、心身の不調に早期に気づき、支え、見守ることができる人材を育成するとともに、積極的に心身の健康づくりを伝える人材を養成する等、幅広く自殺対策や心の健康を支える人材を育成します。

① 人材育成のための研修等

事業・取組	内 容	所 管
ゲートキーパーの養成	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなぎ、見守る役割を担う人材を育成するゲートキーパー養成講座を開催します。	保健部青森市保健所 保健予防課
あおもり健康づくりサポーター育成研修	市民一人ひとりが自ら日々の健康づくりを実践し、また健康づくりに関する知識を人から人へ伝え広めていただく人材を養成するための「あおもり健康づくりサポーター育成研修会」を開催します。	保健部青森市保健所 健康づくり推進課
あおもり健康づくりリーダー育成ゼミ	短命市である青森市民のヘルスリテラシー（健康教養）の向上を図り、地域で健康づくりの実践を伝えていく人材を養成するための「あおもり健康づくりリーダー育成ゼミ」を開催します。	保健部青森市保健所 健康づくり推進課
職域健康づくりリーダー育成ゼミ	働き盛り世代のヘルスリテラシー（健康教養）向上のため、職場の健康づくり活動を推進する人材を養成するための「あおもり職域健康づくりリーダー育成ゼミ」を開催します。	保健部青森市保健所 健康づくり推進課
認知症サポーター養成（認知症高齢者対策事業）	認知症の人が、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を地域で温かく見守る応援者を増やすための「認知症サポーター養成講座」を開催します。	福祉部高齢者支援課
教職員研修事業（中核市）	中核市の権限として県費負担教職員の研修を実施し、本市特有の教育課題に対応できる教職員の資質向上を図ります。	教育委員会事務局 指導課

<評価指標>

項 目	現 状 値	目 標 値
ゲートキーパー養成講座（初級編、フォローアップ編）の開催回数	2回／年 (H30年度)	2回／年
ゲートキーパー養成講座の受講者アンケートで「理解できた」と回答した割合	-	90%以上

基本施策3

住民への啓発と周知

地域生活の中では、さまざまな不安や悩み、困りごとなどの問題が人との関係の中で複雑化、深刻化し、自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こる可能性があります。危機に陥りそうなときには、誰かに援助を求めることや相談窓口があることなどが地域全体へ広がるよう、関係機関と連携して普及啓発を行います。

① 普及啓発の取組

事業・取組	内 容	所 管
広報媒体の活用	広報あおもり・ラジオ・テレビを通して、こころの相談窓口の周知や自殺予防の普及啓発を行います。	保健部青森市保健所 保健予防課
リーフレットの配布	市役所各課の窓口、市民センター等の公的窓口・施設、医療・福祉関係機関、市内の大学入学式や成人式等において、リーフレットを配布・設置し、若者世代を含めた市民に対して「こころの相談窓口」の周知を行います。	保健部青森市保健所 保健予防課
自殺予防週間におけるパネル展示	「自殺予防週間」（9月10日から16日）に合わせ、庁舎内に青森市の自殺の現状やゲートキーパーの役割、相談窓口等に関するパネルを展示し、自殺予防の普及啓発を図ります。	保健部青森市保健所 保健予防課
メンタルヘルスチェック「こころの体温計」	パソコン・スマートフォン等を利用したメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」の導入により、いつでも簡単に自分のストレス状況や落ち込み度をセルフチェックできるとともに、相談機関一覧の表示により、必要に応じて、適切な相談機関へつながることができるよう、情報提供します。	保健部青森市保健所 保健予防課
壮年期健康教育事業	生活習慣病の予防や心の健康等健康づくりについて、正しい知識を身につけ、活用することができるヘルスリテラシー（健康教養）の向上を目的に、中高年及びその家族を対象に、壮年期健康教育を実施します。	保健部青森市保健所 健康づくり推進課 浪岡事務所健康福祉課

<評価指標>

項 目	現 状 値	目 標 値
メンタルヘルスチェックこころの体温計アクセス数	4,300件/月 (H30年度)	4,300件以上/月
こころの相談窓口等の啓発回数（パネル展示、広報あおもり、テレビ、ラジオ等を活用した相談窓口等の周知）	20回/年 (H30年度)	20回以上/年

基本施策 4

生きることの促進要因への支援

居場所づくりや生きがいづくり、自己肯定感を持てる場所や顔の見える関係づくり等の機会を増やすとともに、自殺未遂者等への支援や、生活上の困りごと、心配ごと、負担感、不安等を減らす相談支援や見守りなどの取組を行うことにより、自殺リスクの低減を図ります。

① 生きることの促進要因が増える取組

事業・取組	内 容	所 管
あおもり健康づくりリーダー育成ゼミ 〔再掲〕	短命市である青森市民のヘルスリテラシー（健康教養）の向上を図り、地域で健康づくりの実践を伝えていく人材を養成するための「あおもり健康づくりリーダー育成ゼミ」を開催します。	保健部青森市保健所健康づくり推進課
健康度測定総合指導事業 （元気プラザ、西部市民センター）	体力測定等のデータに基づく生活指導や栄養指導、個人の健康度に応じた運動プログラムの作成を行った上で、トレーニングマシン等を使用した効果的な運動実践指導により、正しい運動習慣を身につけ、生活習慣病の予防及び健康増進を図ります。	保健部青森市保健所健康づくり推進課
つどいの広場運営事業 地域子育て支援センター事業	子育てへの負担感や育児不安の解消を図るために、親子同士の交流や子育てに関する相談ができる場を提供するとともに、子育てに関する講座の開催や情報提供を行い子育て家庭の支援に努めます。	福祉部子育て支援課
子どもの居場所づくり・学習応援事業	家庭の経済状況に関わらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが、能力・可能性を最大限伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるよう、ひとり親家庭等、生活保護受給世帯及び就学援助受給世帯の中学生を対象に、学習の支援だけでなく、さまざまな相談や、仲間と出会い、活動ができる居場所づくりにつながるような支援を行います。	福祉部子育て支援課
こころの縁側づくり事業	高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持っていきいきと暮らせるよう、市社会福祉協議会と連携し、地区社会福祉協議会が開催するつどいの場の支援を行います。	福祉部高齢者支援課
介護予防普及啓発事業	ロコモ予防体操の指導者の派遣等、地域で継続的に介護予防活動に取り組めるよう支援することにより、住民主体のつどいの場づくりを進めます。	福祉部高齢者支援課
総合相談事業 （地域包括支援センター）	地域に住む高齢者のさまざまな相談に総合的に応じるため、市内 11 の日常生活圏域に地域包括支援センターを 1 箇所ずつ設置し、地域の高齢者や家族の状況等について実態把握しながら、継続的にフォローする総合相談事業を実施しています。	福祉部高齢者支援課

生涯学習情報提供事業	生涯学習情報を容易に入手できる環境づくりを推進するため、学習機会や施設、団体・サークル及び指導者等の各種情報を、さまざまな媒体を活用し、広く市民に提供します。	教育委員会事務局 文化学習活動推進課
------------	---------------------------------------------------------------------------------	-----------------------

② 自殺未遂者等への支援

事業・取組	内 容	所 管
精神保健福祉士による相談支援と見守り	こころの不安や悩みに関する相談支援を行うほか、自殺未遂者や自殺の不安を抱えた方について、精神保健福祉士が医療機関等と連携しながら訪問等による見守りを行います。	保健部青森市保健所 保健予防課
成人訪問指導事業	心身の不調により、健康管理に支援が必要な方を対象に健康の維持増進や生活の質の向上を図るため、訪問等により本人やその家族へ必要な保健指導を行います。	保健部青森市保健所 健康づくり推進課 浪岡事務所健康福祉課

<評価指標>

項 目	現 状 値	目 標 値
健康度測定総合指導事業における延利用者数	52,440 人/年 (H30 年度)	53,000 人以上/年
自殺未遂者や自殺の不安を抱えた方への相談対応	100% (H30 年度)	100%

基本施策 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

心に不安を抱いたり、困難やストレスに直面した児童生徒が、信頼できる大人に助けの声をあげたときに、大人が児童生徒のSOSをキャッチできるよう、さまざまな施策を推進し、将来的な自殺リスクの低減を図ります。

① SOSの出し方に関する教育の実施

事業・取組	内 容	所 管
児童生徒へのSOSの出し方指導	<p>「いじめの認知に係る標準指針」を策定し、組織的に対応することや月に1回以上アンケート調査を実施するよう指示しています。</p> <p>また、「いじめ相談カード」「いじめ防止啓発ポスター」「いじめ防止啓発リーフレット」等を配付し、相談先や相談方法について周知しています。加えて、学級活動や特別の教科道德の時間において、SOSの出し方や、友達のSOSを見逃さない周囲の関わり方などに関する教育を実施するよう指示しています。</p>	教育委員会事務局 指導課

② 児童生徒からのSOSに対応した取組

事業・取組	内 容	所 管
いじめ、不登校、暴力行為等の予防・解消	①月1回以上のいじめアンケートの実施や週1回以上、校内いじめ防止等対策委員会を開催し、早期発見・早期対応に向けて組織的に対応します。	教育委員会事務局 指導課
	②電話訪問や家庭訪問を行うなど学校と家庭の連携体制を構築しながら、不登校児童生徒の解消に向けた取組を実施します。	教育委員会事務局 指導課
	③体罰の調査と体罰を受けた児童生徒の心のケアを行います。	教育委員会事務局 指導課・学務課
	④いじめ相談カードやいじめ防止啓発ポスターを配付し、子どもや保護者に対して各種相談窓口を周知します。	教育委員会事務局 指導課
	⑤学校からの要請に応じて、臨床心理士及びカウンセリングアドバイザー等で構成される「緊急支援チーム」を活用した支援を実施します。	教育委員会事務局 指導課
	⑥代表児童生徒が集まる「いじめ防止対話集会」の実施や各校JUMPチーム等の特色ある活動に関する情報提供を行います。	教育委員会事務局 指導課

子どもを有害情報や非行から守る取組の充実	①ネット上のSNS動画等、有害情報把握のためのネットパトロールを実施します。	教育委員会事務局 指導課
	②指導主事による情報モラルに関する出前講座等を実施し、学校及び家庭における情報モラルに関する指導を支援します。	
	③インターネットのフィルタリングとペアレンタル・コントロールの普及・啓発を行います。	
	④少年指導委員等による巡回・街頭指導を実施します。	
	⑤有害図書等の見回り活動を実施します。	

<評価指標>

項 目	現 状 値	目 標 値
児童生徒へのSOSの出し方に関する教育の実施	全小中学校 1回以上/年 (H30年度)	全小中学校 1回以上/年

3 重点施策

重点施策1 高齢者に対する取組

高齢者世代の自殺者数が多く、高齢者の閉じこもりやうつ状態を予防することが介護予防の観点からも必要です。地域の中で生きがいや役割を持って生活できる地域づくりや健康づくりの推進に取り組みます。

① 高齢者の生きがいづくり、健康づくり

事業・取組	内 容	所 管
こころの縁側づくり事業 〔再掲〕	高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持っていきいきと暮らせるよう、市社会福祉協議会と連携し、地区社会福祉協議会が開催するつどいの場の支援を行います。	福祉部高齢者支援課
介護予防普及啓発事業 〔再掲〕	ロコモ予防体操の指導者の派遣等、地域で継続的に介護予防活動に取り組めるよう支援することにより、住民主体のつどいの場づくりを進めます。	福祉部高齢者支援課

② 認知症対策や介護問題への支援

事業・取組	内 容	所 管
ほのぼのコミュニティ 21 推進事業	住み慣れた地域の中で、安心して暮らすことのできる地域福祉社会の実現を目指し、在宅の一人暮らし高齢者世帯、高齢者のみの世帯、障がい者のいる世帯等を対象に、地域住民で構成する「ほのぼの交流協力員」（1グループ3人程度）が、週1回程度訪問し、孤独感の解消や安否確認を行っています。	福祉部福祉政策課
総合相談事業（地域包括 支援センター） 〔再掲〕	地域に住む高齢者のさまざまな相談に総合的に応じるため、市内11の日常生活圏域に地域包括支援センターを1箇所ずつ設置し、地域の高齢者や家族の状況等について実態把握しながら、継続的にフォローする総合相談事業を実施しています。	福祉部高齢者支援課
権利擁護事業（地域包括 支援センター）	市内11の日常生活圏域に地域包括支援センターを1箇所ずつ設置し、高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業の拠点として、成年後見制度の活用や虐待の防止・早期発見に努めています。	福祉部高齢者支援課
地域ケア会議推進事業	市（基幹型地域包括支援センター）が開催する地域ケア会議において、地域包括支援センターの地域ケア会議で浮かび上がった地域課題の解決に向けた検討を行い、地域包括ケアシステムの構築を目指します。	福祉部高齢者支援課
高齢者安心確保事業	65歳以上の在宅一人暮らし高齢者等（非課税世帯）に対し、急病などの緊急時に受信センターへ連絡することができる緊急通報装置を設置します。	福祉部高齢者支援課

高齢者等見守り体制確保事業	警察、民間事業者及び地域の協力者との連携のもと、何らかの支援を必要としている高齢者を地域社会全体で見守る体制を構築します。	福祉部高齢者支援課
認知症総合支援事業	認知症のかたができる限り住み慣れた地域で暮らすことができるように、認知症のかたや家族を支援するための体制づくりを推進します。	福祉部高齢者支援課
高齢者世帯等冬期除雪サービス事業	浪岡地区に住所を有する、65歳以上の一人暮らしや高齢者のみの世帯等を利用対象者とし、生活路確保のため、玄関から公道までの除雪を行ないます。	浪岡事務所健康福祉課
外出支援サービス事業	おおむね65歳以上の寝たきり高齢者等で一般の交通機関を利用することが困難な方を病院等へ送迎します。	浪岡事務所健康福祉課

<評価指標>

項目	現状値	目標値
こころの縁側づくり事業において、「つどいの場」を週1回以上開催している地区社会福祉協議会数	6地区 (H29年度)	38地区

重点施策2 働く世代に対する取組

勤労世代では、離職・長期間失業など就労や経済の問題を抱えている場合や、傷病や障がい、ハラスメントなどの人間関係の問題等を抱えている場合もあります。働く世代のリスクに対し、家庭、地域、職場の領域から、多職種、多分野の連携により支援できるように取り組みます。

① 労働者・経営者への支援

事業・取組	内 容	所 管
あおもり健康づくり実践企業認定制度	職場の健康づくりに積極的に取り組み、実践している企業・団体等の事業所が一定の基準を満たしている場合に、「あおもり健康づくり実践企業」として市が認定して応援します。	保健部青森市保健所健康づくり推進課
地域・職域連携の取組	健康づくりリーダーの育成やあおもり健康づくり実践企業を含む企業・事業所へ直接出向いた健康講座の実施の他、職場の人間関係を含め広く心の不安や悩みに応じる「こころの相談窓口」の情報提供も行いながら、心身の健康づくりに向けて、地域と職域の連携を推進します。	保健部青森市保健所健康づくり推進課
特定健康診査事業	生活習慣病の発症や重症化を予防するため、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者及び予備群を特定健康診査によりの確に抽出し、減少させることを目的としています。	税務部国保医療年金課
特定保健指導事業	メタボリックシンドロームの方々を対象に、改善すべき課題を明確にしながら、運動支援・栄養支援・生活支援プログラムを面接指導又は短期間で集中的に実施することにより、生活習慣の改善を促し、目標とする効果を最大限引き出せるよう支援し、効果を検証します。	税務部国保医療年金課 保健部青森市保健所健康づくり推進課
糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づく取組	糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関未受診者、治療中断者、治療中の者のうち医師が必要と認める者に対して、医療機関と連携して保健指導を行い、腎症等の糖尿病の重症化防止に努めます。	保健部青森市保健所健康づくり推進課
ファミリーサポートセンター事業	地域における子育て支援の環境づくりの促進を図るため、育児に関する援助を受けたい人と援助を行いたい人を組織化し、会員同士が相互援助活動を行うことにより、子育てと就労の両方の支援を行います。	福祉部子育て支援課
ひとり親家庭等就業自立支援事業	ひとり親家庭の母、父及び寡婦に対し、就業に関する各種相談や自立支援プログラムの作成を行い、ハローワークと連携を取りながら、就業の促進を図ります。	福祉部子育て支援課

② 無職・失業者への支援

事業・取組	内 容	所 管
生活困窮者自立支援事業	<p>生活保護に至っていない生活困窮者に対する第2のセーフティネットを拡充するため、自立のための相談を受け、自立支援プランを作成し、関係機関との連携によって生活困窮状態からの脱却を支援します。</p> <p>また、離職等により住宅を喪失又はそのおそれのある方に対し、給付金の支給を行います。</p>	福祉部生活福祉一課

<評価指標>

項 目	現 状 値	目 標 値
特定健康診査の受診率	43.0% (H30 年度)	60.0%
生活困窮者の就労・増収率 (自立相談支援窓口を利用し、就労支援対象となったかたのうち就労または増収したかたの割合)	72.7% (H29 年度)	100%

重点施策3

子ども・若者に対する取組

子ども・若年層に向けて相談窓口の情報発信をすることや、小さい時期から「相談できる」「相談していい」という、困ったときに援助を求める行動がとれるように子どもたちと関わり、働きかけていくことが重要です。

悩みを抱えた子ども・若年層が相談できるよう、教育機関や家庭・地域がゲートキーパーの役割を担えるような仕組みづくりとあわせ、保護者に対する相談支援の推進に取り組みます。

① 子ども・若者への支援

事業・取組	内 容	所 管
子どもの居場所づくり・学習応援事業 〔再掲〕	家庭の経済状況に関わらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが、能力・可能性を最大限伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるよう、ひとり親家庭等、生活保護受給世帯及び就学援助受給世帯の中学生を対象に、学習の支援だけでなく、さまざまな相談や、仲間と出会い、活動ができる居場所づくりにつながるような支援を行います。	福祉部子育て支援課
青森市子どもの権利相談センター	権利侵害を受けた子どもを迅速かつ適切に救済し、権利の回復を図ることを目的に「青森市子どもの権利相談センター」を設置し、子どもの権利擁護委員と調査相談専門員が相談者の気持ちに寄り添いながら、問題解決に向けた支援を行います。	福祉部子育て支援課

② 教育委員会の取組

事業・取組	内 容	所 管
教育相談適応指導事業	不登校等の問題を抱える保護者、教職員、幼児児童生徒を対象に教育相談を行うとともに、不登校児童生徒の学校復帰を目的とする集団生活への適応指導や学習支援生活体験活動等を行い、学校復帰、社会参加、自立を促します。	教育委員会事務局 指導課
青森市いじめ防止対策総合推進事業	いじめ防止対策として、未然防止・早期対応・いじめ防止対策の徹底・児童生徒のいじめ防止や自殺予防の普及啓発・長期休業明けの子どもたちの心身の健康観察等に取り組みます。 また、ネットいじめ防止対策として、ネットいじめ防止対策に関する出前講座と教員研修の実施、ネットパトロールによる監視、いじめ相談対策として、電話相談、面接相談、メールによる相談を行います。	教育委員会事務局 指導課
学校教育に対する電話相談等対策事業	駅前庁舎において、保護者や市民からの電話や来室による学校教育等についての相談・要望に対する早期対応と継続支援を行います。	教育委員会事務局 指導課

<評価指標>

項 目	現 状 値	目 標 値
いじめ防止対策への評価 (市内公立小・中学校の保護者に対するアンケートのいじめ防止対策に項目について。「対応している」「概ね対応している」と回答した割合)	88.4% (H29年度)	90.0%

重点施策 4 健康問題を抱える人への支援

健康問題による自殺者の割合が高い状況にあります。心身の健康不安を抱える人への早期の支援に取り組みます。

① 生活習慣病等に関する支援

事業・取組	内 容	所 管
壮年期健康相談事業	生活習慣改善に向けた各種情報をわかりやすく提供するとともに、健康に関する不安の軽減を図り、個々の健康状態に応じた対応ができるように支援することを目的に、生活習慣病や心の健康問題等、心身の健康問題が増加する中高年を対象に、壮年期健康相談を実施します。	保健部青森市保健所 健康づくり推進課 浪岡事務所健康福祉課
成人訪問指導事業 〔再掲〕	心身の不調により、健康管理に支援が必要な方を対象に健康の維持増進や生活の質の向上を図るため、訪問等により本人やその家族へ必要な保健指導を行います。	保健部青森市保健所 健康づくり推進課 浪岡事務所健康福祉課
訪問保健指導事業	国保加入者の重複受診・頻回受診の被保険者を対象に、保健師等が訪問指導を行い、医療費の適正化及び健康づくりに対する意識の向上、疾病の発病や重症化を予防、運動習慣や生活習慣の改善を図ります。	税務部国保医療年金課
特定保健指導事業 (再掲)	メタボリックシンドロームの方々を対象に、改善すべき課題を明確にしながら、運動支援・栄養支援・生活支援プログラムを面接指導又は短期間で集中的に実施することにより、生活習慣の改善を促し、目標とする効果を最大限引き出せるよう支援し、効果を検証します。	税務部国保医療年金課 保健部青森市保健所 健康づくり推進課
難病患者地域支援対策推進事業	日常生活及び療養を支援するため、難病患者とその家族等を対象に保健師や看護師等が訪問等を実施するほか、医師等による医療相談(講演会と個別相談)を行います。	保健部青森市保健所 保健予防課

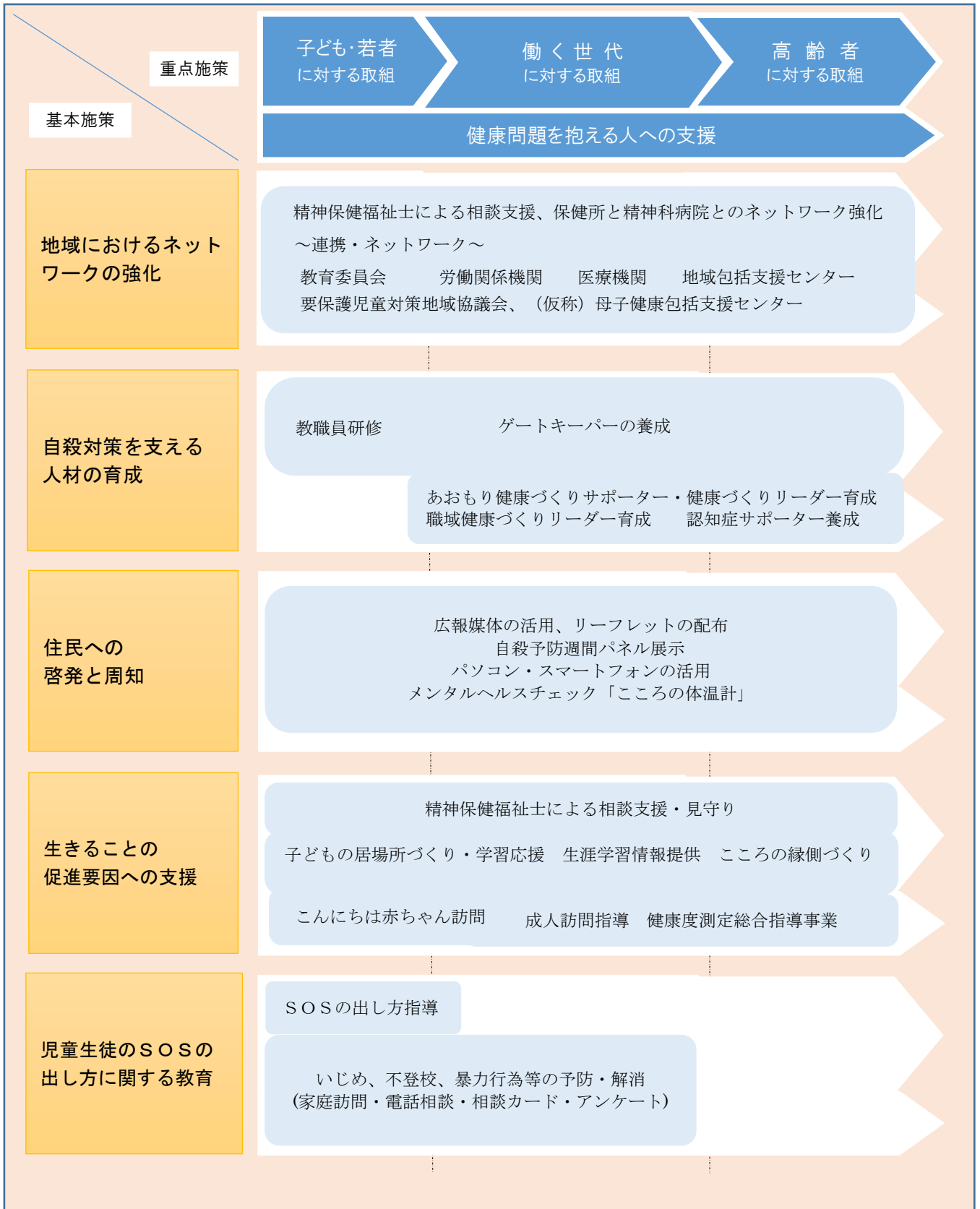
② 母子の健康への支援

事業・取組	内 容	所 管
保健師による家庭訪問及び電話相談	心配事がある妊産婦や発達障害等の子育てに不安を抱えるお子さんに対して保健師が家庭訪問や電話により相談に応じます	保健部青森市保健所 健康づくり推進課 浪岡事務所健康福祉課
こんにちは赤ちゃん訪問 (妊産婦・新生児訪問指導事業、未熟児訪問指導事業)	保健師や助産師等が家庭訪問を行い、妊産婦の妊娠・出産・育児に関する不安の軽減や新生児の健やかな成長・発達を図ります。また、未熟児等の発育に応じた、専門的な養育相談や母子の心身の健康管理を図ります。	保健部青森市保健所 健康づくり推進課 浪岡事務所健康福祉課
思春期健康教室事業	生活習慣病の予防を図り、思春期の子どもたちが充実した思春期を過ごすことができるよう、小・中学校および保護者等を対象に思春期健康教室を実施します。	保健部青森市保健所 健康づくり推進課 浪岡事務所健康福祉課

<評価指標>

項 目	現 状 値	目 標 値
特定保健指導の実施率	41.0% (H30 年度)	60.0%
産婦の訪問指導実施率（保健師等による産婦への訪問指導を実施した割合）	88.9% (H29 年度)	100%

4 自殺対策の取組 イメージ図



5 各種相談・各種助成

1) 各種相談に対する取組

市民生活におけるさまざまな悩みや困りごと、経済的な問題、ひとり親家庭の相談、健康や病気、暴力や虐待などに関する相談に応じ、安心して生活できるように支援します。

事業・取組	内 容	所 管
市民相談事業	市民生活における悩み、疑問等に的確・適切に対応するため相談窓口を開設し、関係各課、国・県等関係機関、専門家などと連携しながら相談機会の確保・充実を図ります。	市民部生活安心課
消費生活相談事業	消費生活トラブルや多重債務で悩みを抱えている市民救済のために、青森市民消費生活センターにおいて消費生活に関する様々な相談を行います。	市民部生活安心課
生活保護相談	失業や病気など、なんらかの原因で日々の暮らしに困っている方からの相談に応じ、生活保護の相談・申請を受け付けます。	福祉部生活福祉一課
生活困窮者相談	生活保護に至っていない生活困窮者からの相談に応じ、関係機関と連携しながら、自立に向けた支援を行います。	福祉部生活福祉一課 (相談窓口は青森市社会福祉協議会に委託)
雪に関する市民相談窓口事業	雪に関する市民サービスの向上を図るため、12月1日から翌年3月31日まで、市民からの雪処理や各種雪対策に関する相談・要望等を幅広く受け付けます。	都市整備部道路維持課
民生委員児童委員活動事業	福祉に関する相談に対し必要な福祉サービスが受けられるよう情報の提供を行うとともに、行政機関や専門機関への連絡調整を行います。	福祉部福祉政策課
家庭教育支援事業	家庭及び地域の教育力の向上のため、保護者や地域住民に家庭教育等に関する学習機会や情報を提供し、相談対応を行います。	教育委員会事務局 文化学習活動推進課
ひとり親家庭等自立支援対策事業	ひとり親家庭等の方が抱えているさまざまな課題の解消を図るため、ひとり親家庭等就業・自立支援センターに母子・父子自立支援員を配置し、自立に必要な情報提供や生活全般の相談に応じるとともに、求職活動に関する支援を行います。	福祉部子育て支援課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、ひとり親家庭等のかたが修学や疾病等により一時的に日常生活に支障をきたしている場合に、生活援助や保育サービスなどを行う家庭生活支援員を派遣します。	福祉部子育て支援課
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	慢性的な疾患にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。	保健部青森市保健所 健康づくり推進課 浪岡事務所健康福祉課

難病患者相談事業	医師、看護師、理学療法士等が難病患者や家族の抱える医療及び日常生活上の相談に対応することで、難病患者等の不安の解消を図ります。	保健部青森市保健所 保健予防課
壮年期健康相談事業 〔再掲〕	窓口や電話での相談、各種健康イベントの機会を通じ、生活習慣改善に向けた各種情報をわかりやすく提供するとともに、健康不安の軽減を図り、個々の健康状態に応じ、市民の主体的な健康管理を支援します。	保健部青森市保健所 健康づくり推進課 浪岡事務所健康福祉課
要保護児童対策地域協議会運営事業 〔再掲〕	庁内及び関係機関でネットワークを構築し、要保護児童等に対する虐待の未然防止及び早期発見・早期対応、適切な支援を行います。	福祉部子育て支援課
DV相談支援センター運営事業	DV被害相談者からの電話相談、面接相談に応じるほか、相談証明書の発行や相談機関の紹介、被害者の自立生活促進のための情報提供や関係機関との連絡調整、保護命令制度の利用についての情報提供や関係機関への連絡、被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供や関係機関との連絡調整を行います。	市民部人権男女共同 参画課
高齢者虐待防止対策事業	高齢者虐待の対応において、高齢者虐待対応専門職チーム（青森県弁護士会、青森県社会福祉士会）による相談事業を活用しながら、適切な対応を行います。	福祉部高齢者支援課

2) 各種助成の取組

子どもに関すること、母子に関すること、働く世代に関すること、高齢者世帯等に関することについて、経済的負担の軽減を図る各種助成・援助・貸与等を行っています。

区分	事業・取組	内 容	所 管
子どもに関すること	小児慢性特定疾病医療費支給事業	小児慢性特定疾病は治療が高度かつ長期にわたり、医療費も高額であるという状況の中で、その治療に要した医療費の自己負担の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、疾病名や各種検査値等の情報を提供することにより、児童の健全な育成及び医療の確立と普及に寄与するため、医療費の支給を行います。	保健部青森市保健所 健康づくり推進課 浪岡事務所健康福祉課
	子ども医療費助成事業	経済的に安心して子どもを医療機関等に受診させることができるよう、子どもにかかる医療費の助成を行います。	税務部国保医療年金課
	就学援助事業（単独）	経済的理由により就学ができない児童生徒が出ないよう、要保護に準ずる程度の経済的困窮にあると認められる児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の一部を援助します。	教育委員会事務局学務課
	就学援助事業（災害支援）	経済的理由により義務教育への就学ができない児童生徒が出ないよう、要保護および要保護に準ずる程度に困窮している児童生徒の保護者のうち、東日本大震災被災者に対して就学に必要な経費の一部を援助します。	教育委員会事務局学務課
	奨学資金貸付事業	本市に在住する者の子弟で、高校・大学等に在学している者の経済的負担の軽減と修学機会の確保のため奨学金を無利子で貸与します。	教育委員会事務局学務課
	職業能力開発資金貸与事業	あおもりコンピュータ・カレッジに入学している者のうち、経済的理由により職業訓練の受講が困難な者に対して職業能力開発資金を貸与し、もって本市の技術者の育成及び雇用の安定と維持を図ります。	経済部経済政策課
母子に関すること	妊婦健康診査事業	安心して妊娠・出産ができるよう、公費負担による妊婦健康診査を実施し、母体の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図ります。	保健部青森市保健所 健康づくり推進課
	出産費資金融資あっせん事業	国民健康保険の被保険者で、出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる世帯主に対して、出産育児一時金の支給を受けるまでの間、出産費資金の融資をあっせんし、利息の補給を行います。	税務部国保医療年金課
	ひとり親家庭等医療費助成事業	経済的に安心して医療機関等を受診できるように、ひとり親家庭の父または母及び児童にかかる医療費の助成を行います。	税務部国保医療年金課

	母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	母子家庭、父子家庭、寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、各種資金の貸付を行います。	福祉部子育て支援課
働く世代に関する こと	若年健康診査事業	健康診査に対して、費用の全額を助成します。(※自己負担はありません。)国民健康保険被保険者で今年度30歳になる方～39歳までの方。	税務部国保医療年金課
	労働者福祉増進事業 (補助金)	中小企業で働いたの生活の安定と福祉の向上を図るため、結婚、出産、就学などの祝金や傷病、死亡などの見舞金の給付事業や福利厚生事業を実施する団体を支援するため、助成金を交付しています。	経済部経済政策課
高齢者世帯等に関する こと	福祉の雪処理支援 事業	冬期間の屋根の雪下ろし作業が困難な高齢者世帯等に対し、積雪時でも安心して暮らせるように、屋根雪処理費用の一部を助成します。	福祉部福祉政策課

第4章 計画の推進と評価

1 計画の推進

本計画を推進していくために、広報や市ホームページなどを活用し、市民への本計画の周知を行うとともに、庁内各部局や関係する保健、医療、福祉、教育、労働などのさまざまな分野へも周知を図り、自殺対策の共通理解を進め、連携した取組を推進します。

2 推進状況の評価

本計画の推進は、地域住民の健康の保持及び増進に関する事項を調査審議するため設置している「青森市健康福祉審議会地域保健専門分科会」において取組の評価・検証を行い、目標の達成に向けた自殺対策の着実な推進を図ります。



資料編

- 1 自殺対策基本法
- 2 青森市健康福祉審議会条例
- 3 青森市健康福祉審議会規則
- 4 青森市健康福祉審議会地域保健専門分科会委員

1 自殺対策基本法

(平成十八年六月二十一日)

(法律第八十五号)

第百六十四回通常国会

第三次小泉内閣

改正 平成二七年九月一一日法律第六六号

同二八年三月三〇日同第一一号

自殺対策基本法をここに公布する。

自殺対策基本法

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二條）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（平二八法一一・一部改正）

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、すべての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景にさまざまな社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(平二八法一一・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(平二八法一一・一部改正)

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第五条繰上)

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第六条繰上・一部改正)

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(平二八法一一・追加)

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(平二八法一一・追加)

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(平二八法一一・追加)

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(平二八法一一・旧第七条繰下)

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(平二八法一一・旧第九条繰下)

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

(平二八法一一・旧第十条繰下・一部改正)

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(平二八法一一・追加)

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(平二八法一一・追加)

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(平二八法一一・追加)

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

(平二八法一一・追加)

第三章 基本的施策

(平二八法一一・旧第二章繰下)

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(平二八法一一・旧第十一条繰下・一部改正)

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十三条繰下・一部改正)

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関

する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。
- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第十四条繰下・一部改正)

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十五条繰下・一部改正)

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十六条繰下)

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十七条繰下・一部改正)

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十八条繰下・一部改正)

(民間団体の活動の支援)

第二十二條 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十九条繰下・一部改正)

第四章 自殺総合対策会議等

(平二八法一一・旧第三章繰下・改称)

(設置及び所掌事務)

第二十三條 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(平二七法六六・一部改正、平二八法一一・旧第二十条繰下・一部改正)

(会議の組織等)

第二十四條 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(平二七法六六・一部改正、平二八法一一・旧第二十一条繰下・一部改正)

(必要な組織の整備)

第二十五條 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

(平二八法一一・追加)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一八年政令第三四三号で平成一八年一〇月二八日から施行)

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 青森市健康福祉審議会条例

平成十八年六月二十八日

条例第四十三号

改正 平成二六年九月条例第三五号

(趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第七条第一項の規定に基づく青森市健康福祉審議会の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 法第七条第一項の規定に基づく社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関として、広く健康福祉に関する事項を調査審議する青森市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(調査審議事項の特例)

第三条 審議会は、法第十二条第一項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議するものとする。

2 審議会は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十五条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園（同法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）に関する事項を調査審議するものとする。

(平成二六条例三五・一部改正)

(組織)

第四条 審議会は、委員五十人以内をもって組織する。

(平成二六条例三五・追加)

(任期等)

第五条 審議会の委員の任期は、三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員の任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了するときまでとする。

(平成二六条例三五・旧第四条繰下)

(委員長の職務の代理)

第六条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が

その職務を代理する。

(平成二六条例三五・旧第五条繰下)

(会議)

第七条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前二項の規定の適用については、委員とみなす。

(平成二六条例三五・旧第六条繰下)

(専門分科会)

第八条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、当該専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(平成二六条例三五・旧第七条繰下)

(準用規定)

第九条 前条第二項の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同項中「委員及び臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する前条第二項の規定により民生委員審査専門分科会に置かれる専門分科会長については、同条第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(平成二六条例三五・旧第八条繰下)

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(平成二六条例三五・旧第九条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

(青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 2 青森市特別職の職員の給与に関する条例（平成十七年青森市条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(青森市費用弁償条例の一部改正)

- 3 青森市費用弁償条例（平成十七年青森市条例第五十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成二六年九月条例第三五号）

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日から施行する。ただし、第九条を第十条とし、第五条から第八条までを一条ずつ繰り下げ、第四条を第五条とし、同条の前に一条を加える改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の青森市健康福祉審議会条例第三条第二項の規定による調査審議（幼保連携型認定こども園の設置等の認可に係るものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

3 青森市健康福祉審議会規則

平成十八年九月十九日

規則第八十号

改正 平成二六年三月規則第九号

平成二七年三月規則第一一号

平成二八年三月規則第一三号

平成二九年三月規則第一八号

(趣旨)

第一条 この規則は、青森市健康福祉審議会条例（平成十八年青森市条例第四十三号。以下「条例」という。）第十条の規定に基づき、青森市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（平成二七規則一一・一部改正）

(専門分科会)

第二条 審議会に、次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に掲げる事項を調査審議させるものとする。

- 一 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
 - 二 障がい者福祉専門分科会 障害者の健康福祉に関する事項
 - 三 児童福祉専門分科会 児童及び母子の健康福祉に関する事項
 - 四 高齢者福祉専門分科会 高齢者の健康福祉に関する事項
 - 五 地域保健専門分科会 地域住民の健康の保持及び増進に関する事項
 - 六 地域福祉専門分科会 地域福祉（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第一条に規定する地域福祉をいう。）の推進に関する事項
- 2 前項に規定する事項以外の事項を調査審議するため、必要があるときは、その他の専門分科会を置くことができる。

（平成二六規則九・平成二八規則一三・一部改正）

(専門分科会の会議等)

第三条 専門分科会の会議については、条例第七条（民生委員審査専門分科会にあつては、同条第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

- 2 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、重要な事項についてはこの限りでない。

（平成二七規則一一・一部改正）

(部会)

第四条 障がい者福祉専門分科会に、審査部会を置き、次の各号に掲げる事項を調査審議させるものとする。

- 一 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
 - 二 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定及び指定の取消しに関する事項
 - 三 指定自立支援医療機関（精神通院医療に係るものを除く。）の指定及び指定の取消し又は効力の停止に関する事項
- 2 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に、前項に規定する部会のほか、必要があるときは、その他の部会を置くことができる。
- 3 部会（審査部会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(平成二六規則九・一部改正)

(部会の会議等)

第五条 部会の会議については、条例第七条の規定を準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

- 2 審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。
- 3 前条第二項に規定する部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、重要な事項についてはこの限りでない。

(平成二七規則一一・一部改正)

(庶務)

第六条 審議会、専門分科会及び部会の庶務は、福祉部において処理する。ただし、地域保健専門分科会の庶務は、保健部において処理する。

(平成二九規則一八・一部改正)

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成二六年三月規則第九号）

（施行期日）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年三月規則第一一号）

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年三月規則第一三号）

（施行期日）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年三月規則第一八号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

4 青森市健康福祉審議会地域保健専門分科会委員

(順不同)

	氏名	所属団体等	備考
1	高谷 和彦	一般社団法人青森市歯科医師会 会長	
2	成田 祥耕	一般社団法人青森市医師会 会長	
3	成田 憲雄	公益社団法人青森県獣医師会 青森支部獣医師会 会長	
4	畑中 和紀	青森食品衛生協会 会長	
5	近井 宏樹	一般社団法人青森市薬剤師会 会長	
6	山崎 祐佳	公益社団法人青森県栄養士会 理事	
7	大田 真	青森労働局労働基準部健康安全課 課長	臨時委員
8	福原 智子	福原智子労働衛生コンサルタント事務所	臨時委員
9	藤林 正雄	青森大学社会学部 学部長	臨時委員

令和元年12月1日現在の委員を掲載